

桑名市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第17号

桑名市下水道条例の一部を改正する条例

桑名市下水道条例（平成16年桑名市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。